

中央区介護職員等宿舍借上支援事業補助金交付要綱

平成30年3月30日

29中福介第1609号

(目的)

第1条 この要綱は、中央区借上住宅条例（平成5年12月中央区条例第33号）第2条第3号に規定する社宅利用型借上住宅（以下「補助対象施設」という。）を介護職員等の宿舍として使用する事業者に対し、借上げに係る費用の一部を補助することにより、働きやすい職場環境を実現し、介護職員等の人材確保及び離職防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

(1) 介護サービス事業所 中央区の区域内に所在し、中央区介護保険サービス事業者連絡協議会に加入している事業所であって、次に掲げるサービスを提供するものをいう。

ア 介護福祉施設サービス

イ 介護保健施設サービス

ウ 介護医療院サービス

エ 訪問介護

オ 訪問入浴介護

カ 介護予防訪問入浴介護

キ 通所介護

ク 短期入所生活介護

ケ 介護予防短期入所生活介護

コ 短期入所療養介護

サ 介護予防短期入所療養介護

シ 通所リハビリテーション

ス 介護予防通所リハビリテーション

セ 特定施設入居者生活介護

ソ 介護予防特定施設入居者生活介護

タ 地域密着型サービス

チ 介護予防地域密着型サービス

ツ 予防訪問サービス（中央区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年2月8日27中福介第814号）第3条第1号アに規定する予防訪問サービスをいう。）

テ 予防通所サービス（中央区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第3条第1号ウに規定する予防通所サービスをいう。）

(2) 介護職員等 介護サービス事業所で勤務する者（経営に携わる法人の役員を除く。）であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1号の3の規定により明示された就業の場所が介護サービス事業所であり、かつ、同号の規定により明示された従事すべ

き業務が介護であること。

イ 一週当たりの平均勤務時間数が20時間を超えていること。

ウ 区長が別に定める職種であること。

(補助事業の内容)

第3条 区長は、補助対象施設を介護職員等の宿舍として使用する事業者に対し、借上げに係る費用の一部を補助するものとする。

(補助金交付対象者)

第4条 補助金交付対象者は、介護サービス事業所を運営する者であつて、次条に定める介護職員等を雇用し、その就業を継続させるため、補助対象施設を借り上げ、これに当該介護職員等を居住させているもの(以下「事業者」という。)とする。

(補助の要件となる介護職員等)

第5条 補助の要件となる介護職員等(以下「補助要件職員」という。)は、介護サービス事業所に勤務し、かつ、補助対象施設に入居している者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 平成30年4月1日以後、事業者により新規に採用された者

(2) 事業者により採用された日から起算して5年以内の者(前号に掲げる者及び平成30年3月31日以前に事業者が借り上げる補助対象施設に入居している者を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助要件職員としないものとする。

(1) 第8条に規定する補助金の交付決定の対象となった補助要件職員のうち、当該交付決定を受けた際の補助対象施設を特段の事情なく退居した者

(2) 事業者から住居手当等を支給されている者又は住居手当等を支給されている同居者がいる者

(補助金交付額)

第6条 補助金の交付額は、別表第1に定める方法により算出した額(1,000円未満の端数はこれを切り捨てる。)とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者(以下「申請者」という。)は、区長が別に定める日までに、別記第1号様式による中央区介護職員等宿舍借上支援事業補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添付して、区長に申請するものとする。

(1) 別記第2号様式による中央区介護職員等宿舍借上支援事業計画書

(2) 別記第3号様式による中央区介護職員等宿舍借上支援事業収支予算書

(3) 別記第4号様式による中央区介護職員等宿舍借上支援事業補助要件職員負担額確認報告書

(4) 別記第4号の2様式による中央区介護職員等宿舍借上支援事業補助要件職員負担額一覧表

(5) 別記第5号様式による雇用証明書

(6) 別記第6号様式による中央区介護職員等宿舍借上支援事業補助金に関する誓約書

(7) 中央区借上住宅使用許可書(中央区借上住宅条例施行規則(平成6年1月中央区規則第1号)第4号様式)の写し

(8) 中央区借上住宅基礎減額決定通知書(中央区借上住宅条例施行規則第8号様式)の写し

(9) 入居契約書等の写し(事業者と補助要件職員との間におけるもの)

(10) 住民票の写し

(11) 補助要件職員の職種が分かるもの

(12) 給与規程(住居手当等の内容が分かるもの)

(交付決定)

第8条 区長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、別記第7号様式による中央区介護職員等宿舍借上支援事業補助金交付決定通知書により、交付を不適当と認めるときは、別記第8号様式による中央区介護職員等宿舍借上支援事業補助金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助条件)

第9条 区長は、前条の規定により補助金の交付を決定するときには、別表第2に定める補助条件（以下「補助条件」という。）を付するものとする。

(変更申請)

第10条 第8条の規定により交付決定を受けた事業者（以下「交付決定事業者」という。）は、第7条の規定により申請した内容を変更する場合は、別記第9号様式による中央区介護職員等宿舍借上支援事業補助金交付変更申請書に同条各号に掲げる書類のうち必要な書類を添付して、速やかに提出するものとする。

(交付変更決定)

第11条 前条の規定による変更の申請があった場合は、その内容を審査し、変更を適当と認めるときは、別記第10号様式による中央区介護職員等宿舍借上支援事業補助金交付変更決定通知書により、変更を不適当と認めるときは、別記第11号様式による中央区介護職員等宿舍借上支援事業補助金交付変更却下通知書により交付決定事業者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により変更を決定するときには、補助条件を付すものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 区長は、第8条の規定により補助金の交付決定をした場合において、補助条件9（1）に掲げる事由により、決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容若しくはこれに付した補助条件を変更することができる。

2 区長は、前項の規定により、決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容を変更したときは、別記第12号様式による中央区介護職員等宿舍借上支援事業補助金交付決定取消通知書により通知するものとする。

(実績報告)

第13条 交付決定事業者は、補助金の交付決定に係る補助事業若しくは会計年度が完了したとき、又は補助金の交付決定に係る会計年度の四半期ごとに、別記第13号様式による中央区介護職員等宿舍借上支援事業補助金実績報告書（以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、区長に報告するものとする。ただし、区長が必要と認めるときは、実績報告書の提出は、会計年度内に1回とすることができる。

- (1) 別記第14号様式による中央区介護職員等宿舍借上支援事業実績報告書
- (2) 別記第15号様式による中央区介護職員等宿舍借上支援事業収支決算書
- (3) 住民票の写し
- (4) 給与明細書の写し（本人及び同居者全員のもの）
- (5) 借上住宅使用料を支払ったことが分かるもの

(補助金の額の確定)

第14条 区長は、実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金の使途が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付

すべき補助金の額を確定し、別記第16号様式による中央区介護職員等宿舎借上支援事業補助金交付額確定通知書（以下「交付額確定通知書」という。）により交付決定事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第15条 交付決定事業者は、交付額確定通知書による通知を受けたときは、別記第17号様式による中央区介護職員等宿舎借上支援事業補助金交付請求書により補助金を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区介護職員等宿舎借上支援事業補助金交付要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。